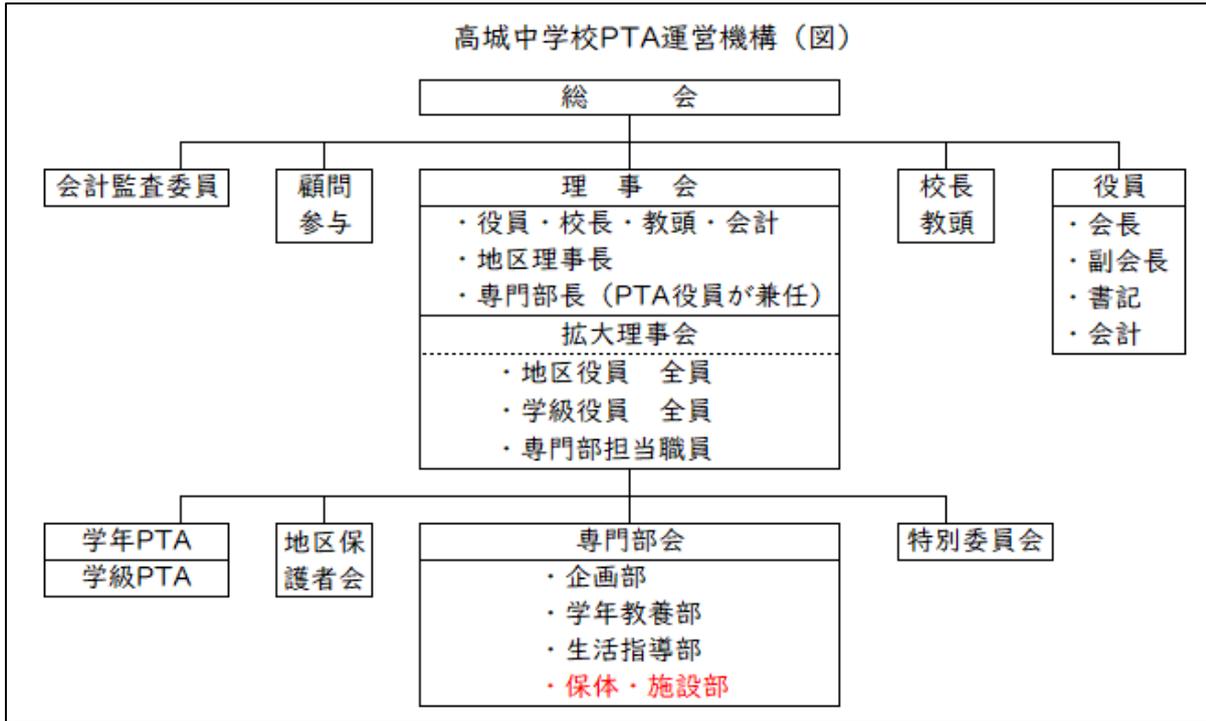


高城中学校保護者と先生の会 (高城中学校PTA) 規約



第1章 名称及び事務局

第1条 (名称、事務局) 本会は都城市立高城中学校保護者と先生の会 (高城中学校PTA) と称し、事務局を高城中学校におく。

第2章 目的及び活動

第2条 (目的) 本会は保護者と先生とが協力して生徒の教養と福祉を増進して、その健全な発達を図ることを目的とする。

第3条 (活動) 本会は前条の目的を達成するために下記の活動を行う。

1. よい保護者、よい先生となるための講習会、講演会、研究視察等を行う。
2. 教育施設の充実を図る活動。
3. 生徒の生活指導 (補導) と生活環境を整える8活動。
4. 生徒の安全及び保健体育の向上に関する活動。
5. 教育費を充実するための活動。
6. その他、目的を達成するため必要な諸活動。

第3章 会員

第4条 (会員) 本会は高城中学校に在籍する生徒の保護者 (または、これに代わる者) と先生及び特に本会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。

第5条 (義務、権利) 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第4章 役員

第6条 (役員) 本会は下記の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名または3名
3. 書記 1名 (学校職員1名)
4. 会計 1名 (学校職員1名)

第7条 (選任) 役員を選任は次のとおりとする。

1. 会長、副会長は総会において会員中より選任する。但し、理事会において推薦し、総会の承認を得て決定することができる。
2. 書記、会計は総会または理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第8条 (任期) 役員任期はすべて1年とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員を生じたときは理事会でこれを補充する。補充役員の任期は前任者の在任期

間とし、役員の任期満了後も後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

第9条 (任務) 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表して会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は会議の通知状を発送し、会議の議事並びに会の活動に関する重要事項を記録の上保管し、その他会長の指示に従い一切の庶務を行う。
4. 会計は、一切の会計事務を行う。

第5章 顧問・参与

第10条 (顧問・参与) 本会に顧問参与若干名をおくことができる。

第11条 (委嘱) 顧問参与は総会または理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第12条 (任務) 顧問参与は必要に応じて本会の諮問に応じ、また、企画運営に参加する。

第6章 会計監査委員

第13条 (選任) 本会の経理を監査するために3名の会計監査委員をおく。会計監査は総会において、会員中より選任する。但し、理事会において推薦し総会の承認を得て決定することができる。

第14条 (任期) 会計監査委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第15条 (任務) 会計監査委員は年度末に会計監査を行い、総会に報告する。

第7章 機関

第16条 (機関) 本会の目的を達成するため次の決議・活動の機関をおく。

1. 総会
2. 理事会
3. 専門部会
4. 特別委員会
5. 地区保護者会
6. 学年PTA・学級PTA

第8章 総会・理事会

第17条 (総会) 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

第18条 (招集) 総会は毎年4月これを開く。但し、理事会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときは、これを開かなければならない。

第19条 (成立条件) 総会は全会員2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。但し、委任状は出席者と見なす。その決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第20条 (議決事項) 総会に付議する事項は次のとおりである。

1. 会務報告及び諸行事計画の承認
2. 予算の議決及び決算の承認
3. 会長・副会長及び会計監査の選任
4. 規約の変更
5. その他、必要な事項の処理

第21条 (理事会) 理事会は総会に次ぐ審議機関であり、必要に応じて会長がこれを招集する。

第22条 (構成) 理事会は役員・校長・教頭・地区理事長・専門部長で構成し、必要あるときは理事会の承認を得て他に若干名の参加が認められる。

第23条 (審議事項) 理事会で下記の事項を審議し、処理する。

1. 追加更正予算の議決、附則の改廃
2. 専門部会の計画審議
3. 総会において委任された事項の処理
4. 緊急事項の処理(但し、その結果は次期総会に報告する。)
5. その他、運営に関する事項

第9章 専門部

第24条 (設置) 本会の活動機関として次の専門部を置く。

1. 企画部
2. 学年教養部
3. 生活指導部
4. 保体・施設部

第25条 (構成) 各専門部は理事会の構成メンバー・各地区役員・学級役員で構成する。各専門部の部長1名はPTA役員が兼任する。

第26条 (活動) 各専門部は本会の目的を達成するために下記の活動を行う。

1. 企画部 ~ 年間計画及び予算の立案、総会及び理事会の開催準備等
2. 学年教養部 ~ 講習会・講演会・研究視察・その他PTAの教養を高めるための活動の推進
3. 生活指導部 ~ 生徒の生徒指導や生活環境を整える活動の推進
4. 保体・施設部 ~ 学校の教育活動や教育施設・環境の充実を図る活動等の推進

第10章 特別委員会

第27条 (設置) 総会または理事会で必要と認めた場合は、本会に特別委員会を設けることができる。特別委員会の運営については総会または理事会で決定する。

第11章 地区保護者会

第28条 (設置) 本会の目的を達成させるため本校11の地区に地区保護者会を設置する。地区保護者会は毎年4月、地区総会を開き地区理事長1名、副理事長1名、ないし2名、委員若干名を選出し、地区保護者会の運営に当たるものとする。

第12章 学年PTA・学級PTA

第29条 (設置) 学級及び学年の保護者と先生をもって学級PTA・学年PTAを設置する。

第30条 (委員の選任と活動) 学級PTA会員中より学級委員2名を選出する。学級及び学年PTAを必要に応じて開催し、学級及び学年の教育活動を推進する。

第13章 会計

第31条 (経費) 本会の活動に要する経費は、会費及び寄付金によってまかなう。

第32条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第14章 附則

第33条 (制定) 本会の運営に関する必要な附則は、この会則に反しない限りにおいて理事会の議決を経てこれを定めることができる。但し、附則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第15章 改正

第34条 (改正) この会則の変更は総会の議決による。

第35条 (施行期日) 本会則は平成5年4月17日より施行する。

- ※ 平成19年 4月27日 一部改正
- ※ 平成26年 4月18日 一部改正
- ※ 令和 4年 4月15日 一部改正
- ※ 令和 5年 4月20日 一部改正
- ※ 令和 6年 4月19日 一部改正

高城中学校保護者と先生の会（高城中学校PTA）規約附則

【総会に関する附則】

第1条 会員は定期総会および臨時総会に出席することを原則とするが、やむをえず出席できない場合は委任状を提出する。ただし、委任状がはっきりしない場合は、会長に委任するとみなす。

第2条 総会の議長は、総会進行係が当日の出席者の中から1名を選出する。

【理事会に関する附則】

第1条 理事会の構成メンバーは、理事会に出席することを原則とするが、やむをえず出席できない場合は、地区理事長においてはその地区から代理を出席させるようにする。

第2条 理事会の進行及び議長はPTA副会長が行う。

【専門部に関する附則】

第1条 生活指導部・保体・施設部の構成メンバーは次のとおりとする。

1. 各地区役員を割り振って構成メンバーとする。
2. 1、3、5、7、9、11・12地区のグループ、2、4、6、8、10地区の2グループで分け、毎年ローテーションして割り振る。

第2条 各専門部会は、必要に応じて各部長または担当者がこれを招集する。

【特別委員会に関する附則】

第1条 特別委員会として、選考委員会を設置する。

第2条 選考委員会は、地区理事長がその構成メンバーとなる。発足時期は10月以降とする。互選により委員長1名、副委員長1名をおく。

第3条 委員会は委員会を招集し、議事の運営にあたる。ただし、第1回目の開催はPTA会長が招集手続きを行う。

第4条 選考委員会は新年度の総会において、役員・顧問・参与・会計監査委員（以下役員等と記す）の候補者名を報告する。

第5条 選考委員会の活動は、新年度の総会をもって終了する。

第6条 役員等の候補者選出については、次のとおりとする。なお、PTA会長・副会長の意見を参考にすることができる。

- ① 立候補を優先とする。
- ② 選考委員会で協議し、推薦する。

【会計に関する附則】

第1条 本会の会費は総会において決定する。

第2条 本会の会費は次のとおりとする。

1. PTA会費として、月額500円の11ヶ月分。
2. PTA諸費会費として、月額250円の11ヶ月分。

第3条 会計が事務を行うものは、次のものとする。

1. PTA会計
2. PTA諸費会計

第4条 会計は、第3条のそれぞれについて年度ごとに監査を受け、その内容を総会で報告しなければならない。また、それぞれについて次年度の予算編成を行い、三役会の了承のもと、総会で提案する。

第5条 第3条の1、2.の執行については、会長の決裁を受けるものとする。ただし、会長の了承事項においては、校長または教頭が代理決済を行うものとする。

第6条 第3条の1、2.については、別に細則を設ける。

第7条 会計における金銭の諸事務・処理・管理担当として、PTA雇用者を1名おく。

第8条 PTA雇用者とは、雇用契約書で雇用契約を結ぶ。雇用内容については、三役会で協議する。

第9条 第3条の諸会計で会費の未払いが生じた場合において、過年度分の入金があった場合は、それぞれの会計の雑収入に繰り入れるものとする。

【表彰に関する附則】

第1条 役員が任期を終了した場合、また、本会の活動に対して特に顕著な実践のあった会員に対して、感謝の意を表し記念品を贈るものとする。

【慶弔に関する附則】

第1条 会員の慶弔は次のとおりとする。

1. 見舞い
 - (1) 傷病（PTA活動の場合） 3,000円（1週間以上の入院）
 - (2) 災害（災害の程度に応じ） 3,000円
2. 死亡（会員・配偶者・会員の子ども） 香典5,000円と花輪または生花
3. T会員の異動及び退職等～これまでの例を参考としながら三役会で協議する。
4. その他 三役会で協議する。

第2条 慶弔金・見舞金は、三役がPTAを代表して贈るものとする。

※ 慶弔に関しては、これまでの例を書き留めておき、参考にする。

【PTA会計に関する細則】

第1条 高城中学校に在籍するPTAから、PTA会費を徴収し、PTAの諸活動を円滑に行うための費用とする。

（※ 会費の月額は、「高城中学校保護者と先生の会規約附則」の「会計に関する附則」第2条の内容による。）

1. 1戸あたり月500円×11ヶ月分徴収する。
2. 徴収は、4月から翌年の2月までとする。
3. 転入の場合は、転入月の15日以前・16日以後を判断基準とし、その月分を徴収・徴収なしとする。そして、転入月の翌月分から月毎に徴収する。ただし、2月16日以後の転入については、会費を徴収しない。
4. 転出の場合は、転出月の15日以前・16日以後を判断基準とし、その月分を徴収なし・徴収とする。また、転出月以降の分まで会費を納入していた場合は、過払い分を払い戻す。ただし、2月16日以後の転出については、会費を全納していたとしても、払い戻しはしない。

第2条 費目は、次のとおりとする。

費目	摘要
消耗品費	事務用品
通信費	切手、はがき
会議費	市P総会、役員会
活動費	役員行動費、役員選考経費
研修費	各種研修会旅費・参加費
広報費	印刷用トナー、PTA新聞発行経費
負担金	県・市・地区P協議会負担金
専門部費	各専門部活動経費
慶弔費	香典、見舞い費用、転出・退職者餞別等
給与	PTA雇用職員給与・保険料
役員手当	役員手当（三役・監査）
諸費	PTA諸費会計補助
学校運営協議会費	学校運営協議会補助
予備費	PTA会計予算に補正を行う場合に使用

第3条 役員手当は、次のとおりとする。

1. PTA会長 … 50,000円
2. PTA副会長一人 … 10,000円
3. 会計監査委員一人 … 3,000円

第4条 PTA雇用職員の給与は、雇用契約のとおりとする（「会計に関する附則」第8条による）。

第5条 役員又は会員が会務にて出張する場合は、研修費から旅費・参加費用等を支給する。

第6条 慶弔費は、慶弔に関する附則による。

【PTA諸費会計に関する細則】

第1条 高城中学校に在籍するPTAから、PTA諸費会計を徴収し、生徒の諸活動及び学校の諸行事等を円滑に行うための費用とする。また、そのために取り組む職員の活動を補助するための費用とする。

(※ 会費の月額は、「高城中学校保護者と先生の会規約附則」の「会計に関する附則」第2条の内容による。)

1. 生徒1名あたり月250円×11ヶ月分徴収する。

2. 徴収は、4月から翌年の2月までとする。

3. 転入・転出の場合は、「PTA会計に関する細則」第1条3. 4. に準ずる。

第2条 費目は、次のとおりとする。

費目	摘要
図書費	図書教材、研修教材
学習費	授業用消耗品
生徒会費	生徒会活動助成
環境整備費	園芸用品、修理材料等
行事費	各種行事費
接待費	来賓接待費
衛生費	保健室・各教室用衛生医薬品
部活動後援会費	部活動助成、大会参加費
負担金	各種負担金
職員研修費	会場使用料、各種研修会参加費
通信費	切手、はがき
給食運営費	給食着クリーニング等
特別会計積立金	部活動等の大会参加補助、緊急に多額の費用がかかる案件が生じた場合等のための積立
予備費	PTA諸費会計予算に補正を行う場合に使用

第3条 部活動後援会費については、次のとおりとする。

1. 部活動助成の各部予算は、5月1日時点の部員一人あたり1,500円とする。

2. 大会参加費は中体連および吹奏楽連盟主催の大会に参加する場合、補助する。ただし、吹奏楽連盟主催のものについては中体連に準ずる大会に限る。

3. 旅費については第3条の2に該当する大会の内、県大会参加分のみ補助する。なお、補助額は部活動での参加は三人当たり1,000円、部活動以外での参加は一人当たり1,000円とする。

第4条 特別会計積立金の部活動等の大会参加補助については、次のとおりとする。

1. 部活動の次の大会【中体連（吹奏楽部については県吹奏楽連盟主催のもの）】において、地区予選を勝ち抜き九州大会以上に出場した部活動について、大会出場者名簿に登録された選手の分について、各大会ごとに旅費を補助する。

2. 第4条の1については、登録選手一人あたり4,000円とする。

3. 補助額は、積立金での支出可能金額を限度額とする。